

仕 様 書

令和 7 年度統合端末等の追加設置に関する
賃貸借及び保守に関する契約

川 崎 市

市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課

1 目的

川崎市全体のマイナンバーカード及び電子証明書の更新体制を強化するため、新たなサテライトの各拠点の開設に伴い、統合端末及び周辺機器等についての追加整備を行うものです。

2 全般的事項

(1) 信頼性

- ア 借入物件については、落札者が責任をもって調達すること。
- イ 契約期間内での借入物件に関わる部品等の供給が、適正になされること。
- ウ 借入物件に関わる品質管理体制を有していること。
- エ 借入物件に欠陥が発見されたときは、迅速かつ的確に対応すること。
- オ 借入物件は、種類ごとに同一メーカーの同一機種とすること。
- カ 借入物件については、各借入物件間の整合性を保ちつつ、最新の製品であり、新品であること。
- キ 正常動作に必要な付属品も仕様を含むこと。
- ク ハードウェア及びソフトウェアは、日本語で処理できること。

(2) 運用開始時期及び導入場所

- ア 運用開始時期 令和7年10月1日以降（詳細は別途協議し決定する。）
- イ 設置台数 別紙明細のとおり
- ウ 設置場所 別紙明細のとおり

(3) 導入条件

- ア 受託者は、設置場所への搬入方法等詳細について、市と協議の上決定すること。
また、作業に際して本市の施設へ出入りする際には、本市担当者へ事前に連絡し、承認を得ること。
- イ 落札者は、借入物件の搬入等の際に、施設、機械等の損傷が生じた場合は、落札者の責任においてこれを補償すること。
- ウ 本契約の借入物件のリース期間は60ヶ月とし、賃貸借期間は令和7年10月1日から令和12年9月30日までとする。
- エ 各機器が正常に動作することを実機検証するため、本市と協議の上、運用開始前に機器を搬入し据付調整を完了すること。
- オ 本契約に関する借入物件のハードウェア及びソフトウェアのマニュアルは、原則として日本語表記のものとする。また、そのマニュアルは、それぞれ別途指定する部数を用意すること。但し、ライセンス契約によるOAソフトについてはこの限りではない。
- カ 本契約に関する借入物件については、極力「グリーン購入法」（国等による環境物品の調達の推進等に関する法律）で定められている判断基準を満たしているものとする。
- キ 受託者は、本契約に関する借入物件について、本市の住民基本台帳ネットワークシステムが安全かつ確実に稼動するよう年1回以上定期的に保守を行うこと。
なお、障害が発生した場合は、対応すること。また、その費用については受託者が負担すること。
- ク 受託者は、導入機器及びソフトウェアのユーザ登録を行うこと。
- ケ 受託者は、本契約の完了後、本契約に関する借入物件等を撤去する場合に要するすべての費用を負担すること。また、撤去時には本市職員立会いの元、ハードディスクのデータ消去を行い、その証明書を発行すること。

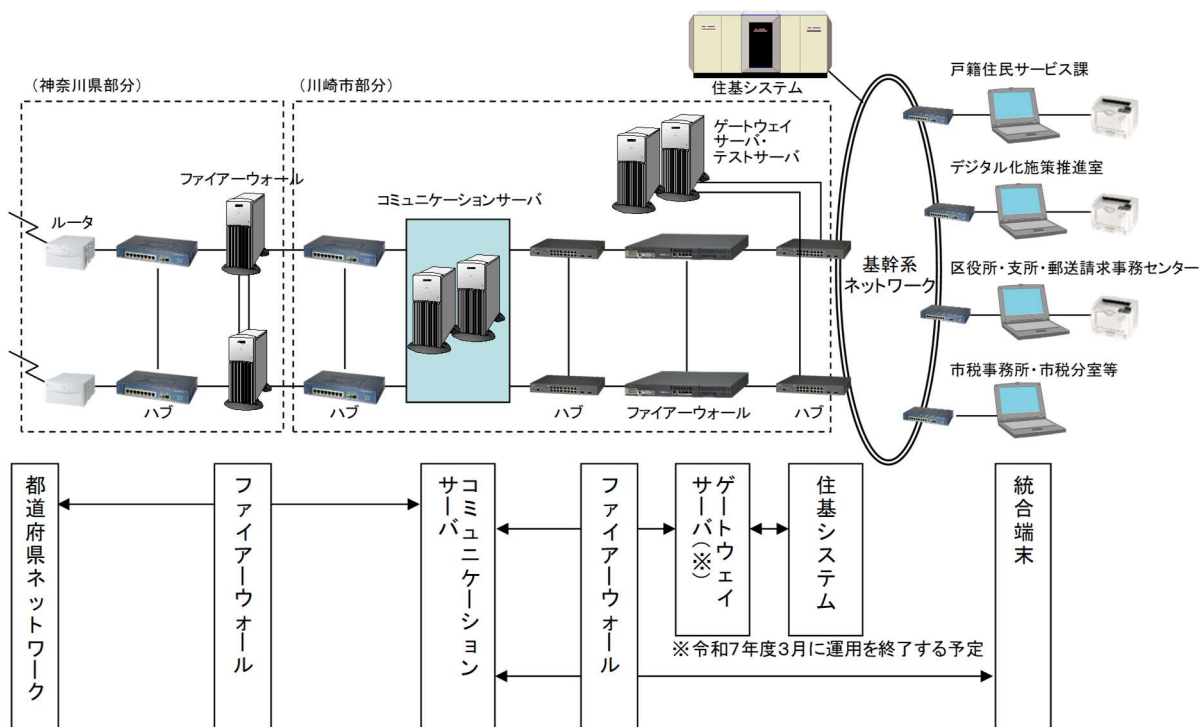
- コ 本契約に関する借入物件のリース月額に含む月額保守料については、各社の無償保守期間を含んで、リース期間中の保守料を60ヶ月で割り返した金額とする。
- サ 受託者は、借入物件の全損補填が可能な破損盗難保険（動産総合保険）に加入すること。
- シ 受託者は、導入作業にあたって本市ネットワークを利用する各他システムに影響を与えることのないよう作業を行うこと。
- ス 受託者は、故障時のハードディスク交換及び契約完了後の機器撤去時には、受託者の責任において、専用ソフトによる完全消去または破砕によりハードディスク装置内の情報が読み取れないよう措置を行うこと。
- セ 受託者は、機器管理シールを作成し、納品機器に貼付すること。
- ソ 受託者は、導入に関する必要な資料について本市と協議の上、作成すること。

(4) 守秘義務

- ア 受託者は、本仕様書に基づく全ての作業において、本市が提供した業務上の情報を第三者に開示、又は漏えいしないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- イ 本市が受託者に提供する資料は、原則として貸出しによるものとし、納入期限までに返却すること。
また、当該資料の複写及び第三者への提供は行わないこと。
- ウ 本市が提供した情報を第三者に開示することが必要である場合は、事前に本市と協議の上、承認を得ること。

(5) 川崎市における住民基本台帳ネットワークシステム機器接続構成図（概略）

川崎市における住民基本台帳ネットワークシステム機器接続構成の概略は次のとおりである。



各機器の仕様及び数量
別紙明細書のとおり

3 導入設置作業・移設作業

(1) 共通項目

受託者は、一連の導入作業に関して、全体を管理する責任者をおき、各作業を統括的に管理すること。また、市及び関係業者との窓口も同責任者が一括して行うこと。

(2) 準備作業

ア 受託者は本仕様書に示した機器等の調達及び導入設置作業を行うにあたって、本市が示した期限内に作業を完了させ、円滑且つ効率的に作業を進めるために、事前に十分に計画・準備を行い、導入・設置作業にあたること。

イ 作業計画

(ア) 作業計画策定前に、市との間で作業日程及び日時に関する留意事項・導入機器設置場所に関する留意事項・電源状況（コンセント状況を含む。）を確認すること。

(イ) 導入設置作業を行うにあたり本市より指定した期限までに作業を完了させるための作業計画書を作成し、提出すること。

(ウ) 当該作業計画書作成後、市及び市の指定する業者と共に当該作業計画に関する打ち合わせを行い、調整後に市側の承認を得ること。

(3) 設置作業・調整作業

ア 受託者は、本仕様書に示した機器の導入設置作業の際には、日程を双方で調整の上、速やかに作業を行うこと。

なお、以下（ア）から（コ）の各項目に関しては、導入設置作業共通事項として厳守すること。

(ア) 作業の際には、各施設内での作業条件（作業時間帯、作業届け提出、作業報告書提出等）に従うこと。

(イ) 作業中に各施設の物品等を損壊した場合は、現状に復旧すること。

(ウ) 事故が発生した場合は、速やかに本市に連絡し指示を受けること。

(エ) 機材梱包用に使用したダンボール等、不要なごみはすべて持ち帰ること。

(オ) 搬入・搬出に際し、養生の必要がある場合には、受託者によって行うこと。

また、機器の搬入は本市が指定する場所、指定する時間に行うこと。

その他、搬入機器の一覧リストを作成し、本市担当者に検品を依頼し、承認を得ること。搬入機器一覧リストは、本市の指定する電子データでも提出すること。

(カ) 電源配線工事は、既設配線または本市の指定する分電盤から敷設すること。

(キ) ネットワーク配線工事は、既設のHUBから設置機器までの配線を行うこと。

(ク) 電源配線及びネットワーク配線は、導入時の仮設と既設設置機器撤去後に既設配線への接続変更及び仮設配線の撤去を含めること。

(ケ) 庁内ネットワークへの接続許可設定を行うために、設置に必要な時期までに導入機器のMACアドレス一覧を作成して提出すること。

イ 受託者は、搬入及び設置した機器について、以下（ア）から（エ）までの動作確認作業及び設定作業を実施すること。

(ア) 統合端末

a OSの起動確認

b 地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）の指定する方法によるOSの制御設定

c 業務上必要となるソフト（機構より配布されるもの（参考資料「機構配布ソフトウェア」）を含む）のインストール及び設定

- d ネットワーク設定
- (イ) 照合情報読取装置
 - a 端末への当該機器使用のための必要ソフトのインストール及び設定
 - b 操作者認証用照合情報読取確認
- (ウ) プリンタ
 - a ネットワーク設定
 - b 端末からの印刷テスト
- (エ) その他
本調達の目的を実現する上で必要な事項

4 落札者が機器納入と併せて必要な提出資料

- (1) 導入機器操作マニュアル
- (2) 環境設定書（パソコンなど）
- (3) 保守体制表
- (4) 導入報告書

その他、市担当職員と協議の上必要な資料を適宜、提出すること。

併せて、電子化されている資料については、電子媒体としても提供すること。

5 保守要件

(1) 共通項目

ア 受託者は、保守業務を行うにあたって、以下(2)において本市が指定する保守項目以外に当該業務を円滑且つ効果的に進めるために必要な事項があれば積極的に行うものとし、本市の要請に応じて妥当な範囲で支援を行うこと。

イ 保守業務を行うにあたり、本市及び本市の指定する業者より連絡を行う保守窓口は一本化すること。

ウ 導入した機器の障害対応にあたって、運用保守業者と連携して調査及び復旧に向けた対応を行うこと。

エ 障害対応で翌営業日の稼働に影響が出ないよう導入した物品は平日 9：00 から 17：00 まで対応が可能な保守契約（機構配付ソフトウェア除く）とすること。

(2) 保守対象

保守対象については本契約で借入するすべてのハードウェア及びソフトウェアとする。

(3) 保守対応時間

対応時間は次のとおりとする。

平日（月曜～金曜） 9：00 ～ 17：00

なお、これらの対応が可能な体制を有することとし、緊急を要する場合は、その他の時間でも対応すること。

(4) 保守内容

ア 装置故障時の対応

機器が故障した際は、速やかに設置場所において、部品の交換等必要な対応を取る。また、保守、復旧及び対策後の動作確認作業に立会うこと。障害対応を行った場合は、原因及び対処内容について作業報告書等を本市に提出すること。

イ 部品及び修正プログラム等の提供

納入したハードウェア及びソフトウェアに係る保守、修理及び部品提供等を行

える体制を有すること。

また、住民基本台帳ネットワークシステムが正常に稼働するにあたって必要な、もしくはセキュリティ上緊急を有する修正情報が出された場合には、令和7年度に限りこれを適用すること。

なお、これら修正情報にかかる必要は受託者が負担すること

ウ 定期保守

機器及びシステムが安全かつ確実に稼働するように、事前に本市と日程を定め、年1回以上の定期的な保守点検を行うこと。

なお、点検終了後、速やかに報告書を本市へ提出すること。

明細書

別紙「システム機器必要数量（詳細は別紙「各機器仕様」参照）」

1 統合端末（ノート型）

項	機器名	数量
1	ノート型コンピュータ	40
2	照合情報読取装置（V3）	40
3	I Cカードリーダー／ライター装置	40
4	タッチパネル	36
5	ソフトウェア	必要数
6	キーボード	12

2 ネットワーク機器

項	機器名	数量
1	ハブ	18

3 ネットワークプリンタ

項	機器名	数量
1	ネットワークプリンタ	14

4 コミュニケーションサーバ（C S）機器

項	機器名	数量
1	メモリ	2
2	ソフトウェア	40

仕様を参照の上、構成に必要な機器類を用意すること。

ハードウェアは、新品かつ最新のものを納入すること。仕様に示していない機能が付随するものであっても、仕様を満たし、かつ効果的に安価な機器があれば、より安価な機器を納入すること。

仕様するソフトウェアは、仕様に同一名称で記載されているものは同一の製品を導入すること。

仕様するソフトウェアがライセンス契約をすることが可能な場合は、原本を1本にして、できるだけライセンス契約を利用すること。また、上記の数量を超えて調達した方が安価な場合は、上記必要数量に関わらず、より安価な構成により納入すること。

利用上の支障がない限り最新のパッチ（サービスパック、セキュリティパッチ）を適用した上で納入すること。

機器を動作させるにあたって必要となるソフトウェアが指定したもの以外にもある場合は、該当するソフトウェアを含め動作を保証すること。

※消耗品について

システム機器の仮設置から本番稼働までの間、機器テスト等で必要となる消耗品（トナーカートリッジ等）を用意すること。

システム稼働後、テスト用で使用したものと別にトナーカートリッジをプリンタ台数分用意すること。

別紙「設置台数、設置場所」

1 設置台数一覧（単位：式）

(1) 端末機器（各拠点）

設置場所	統合端末	ネットワーク 機器	プリンタ	タッチ パネル	キーボード
川崎駅周辺					
武蔵小杉駅周辺					
溝口駅周辺					
宮前平駅周辺					
新百合ヶ丘駅周辺					
合計	40	18	14	36	12

※端末機器の設置時に、レイアウトに合わせ配置すること。

※詳細な設置場所については、別途提示する。

※端末の設置場所や設置内訳が変更になる場合は別途協議する。

別紙「各機器仕様」

1. 統合端末（ノート型）仕様

(1) ノート型コンピュータ

要件		仕様
本体	筐体	A4ノート型
	CPU	Core 5 120U×1 以上
	メモリ	8GB以上
	内蔵ハードディスク	SSD 256MB 以上
	ネットワーク	10/100/1000BASE-T×1 今回調達するハブまでのケーブルを敷設すること
	外部記憶装置	スーパーマルチドライブ
	インタフェース	認証用照合情報読取装置（インタフェース：USB2.0準拠）×1を接続できること
	キーボード	日本語キーボード 107キー（デンキー付）
	ディスプレイ	15.6インチ以上TFTカラーディスプレイ (1,920×1080) 1,677万色以上
マウス		スクロール機能付きPS/2マウスまたはUSBマウスであること
セキュリティワイヤー		4桁ダイヤル錠型
その他		・バックアップイメージを保存する外部記録媒体を用意すること ・上記構成を実装する上で、必要となるアダプタ類、ケーブル類、電源コード等をすべて含むこと ・Windows11 24H2 に正式対応していること ・管理端末で導入するイメージバックアップソフトに対応していること

(2) 照合情報読取装置

機構の指定製品（富士通株式会社製・住基ネット用操作者認証装置（V3）（ガイド有り）[FAT13FLJL1]）とすること。

(3) ICカードリーダー／ライター装置

要件	仕様
適合カード	ISO/IEC 14443 準拠IC カード（タイプA/B）
インタフェース	上位装置に接続するインタフェースとしてUSB1.1 以上に準拠し適合カード、リーダー／ライターと通信するためのドライバソフトウェアのインタフェースとしてPC/SC に準拠していること
供給電源	USBインタフェースを通じた上位装置からの電力供給
動作温度	5～35℃
動作湿度	湿度35～85%（結露なきこと）
伝送プロトコル	上位装置とリーダー／ライターの間の伝送プロトコルについては規定しない リーダー／ライターとIC カードの間の伝送プロトコルは、ISO/IEC14443-4 に記載されている伝送プロトコルに準拠すること
電界強度	リーダー／ライターから放射される電磁波の電界強度は、電波法施工規則にて規定された、誘導式読み書き通信設備のうち、設置に際し総務大臣の許可を要しないものであること
互換性	機構による動作確認を受けていること
その他	動作に必要な機器、ケーブル、制御ソフト等はすべて含めること。

(4) タッチパネル

要件	仕様
ディスプレイ	16.0インチTFTカラーディスプレイ (2,560×1,600) 1,677万色以上
ペン入力	- 読取方式：電磁誘導方式 - 読取分解能：最高0.005mm - 読取可能高さ：5nm - 傾き検出レベル：±60°
その他	内蔵スタンドを付属すること

(5) ソフトウェア

要件	ソフトウェア仕様	数量	製造元
OS	Microsoft Windows 11 Pro 23H2	40	Microsoft
リモート操作受信	Systemwalker Live Help Client	40	富士通（株）
照合情報読取装置	機構の指定製品（AuthConductor 生体認証ミドルウェア V3 1インストール（A28792SM））	40	富士通（株）
	機構の指定製品（AuthConductor 生体認証ミドルウェア V3 メディアパック（A287C2SL）ソフトウェアインストール用媒体）	40	
イメージバックアップソフトウェア	イメージバックアップ方式による高速バックアップ、短時間復旧が可能なソフトウェア利用ライセンス	40	

※すべてのソフトウェアがOS 上で問題なく動作すること。

※リモート操作受信ソフトウェアは、市が別途調達するリモート操作ソフトウェア（Systemwalker Live Help Expert）から操作可能にすること。

※OS については、64ビットバージョンであること。

※OS のバージョンはJ-LISの指定するバージョンであること。

※本仕様を実現するために必要なソフトウェアはすべて含むこと（各種インタフェースボードを制御するドライバソフトウェアなど）。

※機構より配付されるソフトウェアと連携し、問題なく動作すること。

(6) キーボード

要件	仕様	数量	製造元
キーボード	- 日本語キーボード 109キー - インターフェース：USB	12	

2. ネットワーク機器仕様

要件	仕様
ハブ	10/100/1000BASE-T×16 - ループ検出機能を有すること - ポート単位の通信モード設定（オートネゴシエーション、速度固定、全二重/半二重固定）が可能なこと

3. ネットワークプリンタ仕様

要件	仕様
出力用紙サイズ	A4 片面
解像度	1200dpi 以上（モノクロ）
最大印刷速度	A4 片面40枚／分以上
その他	・ネットワークに対応できること（LAN接続インタフェースを装備していること） ・初回配布用にトナー、ドラム等の消耗品を添付すること（標準添付品を除く） ・両面印刷できること ・耐久性が40万ページ以上あること

4. コミュニケーションサーバ（C S）機器

要件	仕様	数量	製造元
メモリ	メモリ-64GB(64GB 5600 RDIMM×1)	4	エフサステクノロジーズ(株)
ソフトウェア	Windows Server 2025 Device CAL	40	Microsoft

参考資料「機構配布ソフトウェア」

項目	機能	製品名	製造元
統合端末	ファイル デリバリソフト	・ Systemwalker Centric Manager Standard Edition (注1)	富士通 (株)
	文字管理ソフト	・ Interstage Charset Manager	富士通 (株)
	ウイルス除去	・ FFRI yarai	(株) FFRI
	・ 検出ソフト	・ Windows Defender	Microsoft

(注1) Systemwalker およびInterstage の修正パッチを適用するためのソフトウェアとして、UpdateAdviser を併せて配付する。